

＜令和6年4月より特定福祉用具販売の給付対象に追加された種目＞

スロープ	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
歩行器	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

※スロープの購入申請に関しては配置図を添付し、スロープを設置した場所を示し、必要な理由を明確に記載すること。

※ロフストランド・クラッチやスロープは、その種目の性質等から複数個の利用が想定されるが、その場合、複数購入する理由を明確に記載すること。